



私 : ①債務が成立していること②事実が発生していること③金額を合理的に算定できること・・・この3要件を満たしているものだけが、費用計上出来ます。

ピーさん : 当たり前の様な気がしますが・・・

私 : 例えば、こんな裁判例があります。

自動車販売会社が、キャンペーンを行ってその営業成績に基づくポイント達成上位の従業員が特別賞としてオーストラリア旅行に招待されることとなった。その期の決算日3月31日までに、原告の従業員のうち少なくとも50人について、本件旅行招待に必要なポイントを達成したことが原告営業本部において判明した。

また、同日までに、本件旅行の費用が一人当たり204,000円であるとの見積もりが示された

そこで、原告は、同日、1,020万円の旅行ギフト券を購入し、即日、右代金を小切手で支払った。

この場合、①1020万円の債務は、成立しており、③一人あたり204,000円×50名と金額は合理的に算定出来る。けれども②実際に旅行には行っていない。という理由で、1020万円が費用に計上出来ないという結果になっています。

ピーさん : ひえええ・・・費用になるかと思って1020万円も支払ってダメなんていわれたら、暫く起きあがれないかもしれない・・・

私 : ですので、販売費・一般管理費は、3要件が全部満たしているかどうかをきちんと確認して下さい。

最後に③の損失ですが、貸倒損失や、固定資産を売却したときの損失などが当てはまりますが、これらは、その発生した事業年度に費用計上ということになっています。

ピーさん : な・なんとなく。お金をはらったら、すべてが費用に計上できるなんてことは、全然間違っているということが、分かりました。

一言◇◇◇

